

大阪市における特別区の設置についての投票の執行について (H 27. 4. 22 委員会資料)

実施根拠

大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき実施。
同法施行令で選挙に関する規定については公職選挙法の大部分を準用している。

I 主な日程

平成27年3月13日（金）	大阪市議会における協定書の承認
3月17日（火）	大阪府議会における協定書の承認
4月27日（月）	投票期日の告示
4月28日（火）	期日前投票・不在者投票開始（5月16日まで）
5月17日（日）	投票期日（投開票速報）
5月18日（月）	選挙会
6月 1日（月）	投票無効異議申出期限

IV 投票

1. 投票権者の範囲

投票権を有する「選挙人」は、市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者である。選挙人であっても選挙人名簿に登録されていなければ投票できない。

2. 投票の記載事項及び投票用紙の様式

投票においては、一般的の選挙とは異なり、「賛否」を記載することとされている。ただし、当該選挙管理委員会が定めるところにより、記号式によることもできる。なお、今回の住民投票は「賛否」を記載する方法による。

3. その他の投票手続

投票所の開設、投票管理者、投票立会人、秘密投票の原則、投票録の作成等その他の投票手続はすべて公選法の準用により行う。

V 開票

1. 開票立会人

関係市町村の選挙管理委員会は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに3人以上5人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。

2. その他の開票手続

開票管理者、開票所の設置、開票日、開票の方法、投票の効力の決定、開票録の作成等の手続きは、すべて公選法の関係規定を準用しているので、選挙の場合と取扱いは異なる。

VI 投票の効果

関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、共同して総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができる。

VII 争訟

1. 异議の申出及び審査の申立て

特別区の設置についての投票の効力に関して不服のある選挙人は、投票の日から14日以内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。当該市町村の選挙管理委員会の決定に不服のある者は、決定書の交付を受けた日又は決定書の要旨の告示をした日から21日以内に文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

2. 訴訟の提起

都道府県の選挙管理委員会の裁決に不服のある者は、裁決書の交付を受けた日又はその要旨の告示の日から30日以内に高等裁判所に訴訟を提起することができる。

II 投票に関する運動

1. 投票運動の期間

特別区設置投票に関する投票運動の期間は、特に制限されない。

2. 投票運動のための事務所

特別区設置投票に関する投票運動のための事務所については、特に制限されない。

3. 投票運動の制限

投票運動として制限又は禁止される行為は、以下のとおり。

(1) 投票事務関係者の投票運動の禁止、(2) 特定公務員の投票運動の禁止、(3) 公務員の地位利用による投票運動の禁止、(4) 教育者の地位利用による投票運動の禁止、(5) 未成年者の投票運動の禁止、(6) 選挙権及び被選挙権を有しない者の投票運動の禁止、(7) 戸別訪問の禁止、(8) 投票に関する署名運動の禁止、(9) 特別区設置の賛否の人気投票の公表の禁止、(10) 飲食物の提供の禁止、(11) 気勢を張る行為の禁止、(12) 連呼行為の禁止（例外として演説会場及び街頭演説の場所においてする場合は認められているが、自動車又は船舶の上における連呼行為は禁止される）、(13) 新聞紙・雑誌の公正確保、(14) 放送の公正確保、(15) 夜間の街頭演説の禁止、(16) 特定の建物及び施設における演説等の禁止（公営施設使用の個人演説会等に関する公選法の規定は適用除外）

※上記以外については、ポスターその他の文書図画の使用、船舶・自動車の利用等すべて自由である。

また、演説会については、上記（16）のとおり特定の建物及び施設において開催するものでない限り、自由に開催できる。

III 投票公営

1. 関係市町村の議会の意見を掲載した公報の発行・配布

関係市町村の選挙管理委員会は、特別区設置投票に際し、当該市町村の議会の議員から申出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配付しなければならない。2人以上の議員は、当該選挙管理委員会に対し、共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができる。

申出を受けた選挙管理委員会は、掲載文を原文のまま公報に掲載しなければならない。2人以上の議員が共同で表明する意見については、その議員の数に応じて当該選挙管理委員会が定める寸法により掲載する。

公報は、市町村の選挙管理委員会が投票に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票の期日前2日までに配布するものとされている。

2. 投票記載所における特別区設置協定書の要旨の掲示